

服忌書付字帳

部	割衣		
類	(服忌令)		
冊	/	號	115
架		函	
—[三宅氏藏書]—			

73

6372



73
6372

元禄六癸酉歲

服忌之書付信快



部	
類	
冊	號
架	函
—[三宅氏藏書]—	

け服忌令元禄六年酉十二月
 新規清政の書おとし書付
 自と以後は服忌令の
 服忌てまをしと

上野

紅雲山

増上寺

御系詣時

去五味均平蔵

一産穢之者と相火行水承て供奉不苦
 但御内陳遠之仁山但前日暮六時ヨリ
 同在相火て供奉御内陳と不苦
 一産穢之者御免て此か前日の六時
 御城に有万爰作

一脱肛痔疔等膿血ありお下し奉奉
御内陳とし不苦し自分し拜礼為不苦し

一痔腫婦人急日暮六時分同夜
奉奉御内陳とし不苦し

一月水腫婦人有之者御系詣り初六時
同夜同夜不仕奉奉御内陳とし不苦し

一忌御免者登陳不苦の但奉奉を急

一仁作

一服者御内陳とし不苦し

一産月婦人急者又親類急病人急者

お産又急不取奉奉御内陳とし
不苦しを自分し拜礼為不苦し

一房事御内陳系山設勤作その六時

一浴去り行水奉奉御内陳とし不苦し

自分ノ孫礼儀を重んず

一ヶがらやまら紋血お着まきと 御月よ

物事よ下し孫退下しむ供奉を志すにけ

一牛馬鶏豚大羊屋敷内死し時朝内

と一棟一田けがまて恙存多死し穢を

一牛馬鶏豚大羊死し時一棟をいささうめし

合邊と穢を

一牛馬鶏豚大羊死し穢内は穢分を重んず

その方けし暮六時と登 穢は方あり穢に

入るし穢と暮六時より六つ時と登

穢は方あり但直夜たにたふし時穢に

重なりたるととたふし不背し

一牛馬鶏豚大羊と牛馬歎たしく朝内にて

死し穢を

一牛馬内馬死し穢は穢穢行水は

登 改御清之 用細之不若

一 幸馬死之 登 味清之用

相細不若

食穢事

一 羶羊狼兔狸鷄

又曰

一 牛馬

西文曰

一 豚犬羊鹿猿猴

七十四

一 三足之 赤目之 物六之 持之 孫中 乃有 玉子

與同

一 五幸 赤目之 物六之 持之 孫中 乃有 玉子

心

服忌令進不

一 父死去後母死日嫁して死去時忌定
或は母忌可交之

一 養父死去後後家何方の子も其他家
女も之の家督相續作者養母服忌可交之

一 養父死去後養母他日嫁して死去

時、養子之服忌

一 養子之母先達り死去後其對面令之
嫡母に准し其親類不承服忌可交之

一 嫡母死去後妾腹に生れし子、継母養育
し、継母に服忌可交之

一 父と縁を断りて作母に嫁せし父死去後
一所に其母と共離別し母に服忌可交之

一 訃別く母く親類共不姉半減服忌
このまゝ

一 訃別く祖母共半減服忌可まゝ

一 継父母く親類者服忌可まゝ

一 父母と種者りの伯叔父母共半減服忌
このまゝ

一 異父兄弟姉妹く親類共相半減服忌可まゝ

一 母方く親類父不通は服忌を別級
養母く親類も同系なり

一 嫡子桐果以後二男多し未子多し家格
定る時其服忌嫡子に准ス
母を家格と定めざる時未子に准ス

一義絶し子に服忌を列せし嫡子より
少く未子に准ず如く親類同姓より
少くその定戒に服忌可変之

一家賦交の忠深キ養子に分地配當と同
糸にるべし

一他家に生れ依相續の養子又実父に分
地とし交之養方実方親類同姓

大に親を重むる義に由り服忌可変之

一他家に養子たる元の実方嫡母に
繼母よりし養育せし連と養母は
減し服忌可変之但し養育せし
服忌云々

一女子婚嫁の系より養ひ或入嫁と
あり家相續の時養方親類

不殊實此也。相承。服忌可。交之。婚。二
後身。養娘。子。分。實。方。親。親。
不殊。相承。定。或。服。忌。可。交。之。養。方。
親。親。養。父。母。定。或。服。忌。可。交。之。
伯。叔。父。姑。兄。弟。姊。妹。半。減。服。忌。一。交。之。
以。外。養。方。親。親。服。忌。之。養。父。母。如。
叔。父。姑。兄。弟。姊。妹。方。方。半。減。服。
忌。可。交。之。

忌可

一 婚後不相個死去之親方 祝儀五
山共相承 服忌之

一 七歳未海 小見七 親親 亦早 山 言
定我服忌 以 年 月 日 叔 相 承 之 意
通之

一 父之妻服忌 亦 但 父 妻 之 相 承
之 意

時、継母の服忌可交之

一妻の服忌をせし但子もせよといふも
違ふ也三四

一養子に有る者養方此親類に依る
ありしそのの服忌云也

一同居をせし其行も一人の如く
継母

有るに重キ方の服忌可交之

一縁類に在りて授け申す分地配
せし中姓の方此親類に依る也
服忌可交之

一父母妻子兄弟家来より服忌を
せし其方の服忌ならずといふも
不才稱也

一 指屋補内死人をいふ一見し穢なり
他不知之當日七穢なり

一 家正上方は死人をいふ先別棟より
借宅之者七穢なり借宅之者七
死人をいふ先別棟之家正穢なり
他同棟之家正借宅之者九一白

穢あり

一 忘中之家式は死人の席或は寝或は
自害或は病死此者之宅へ系と踏合
此穢あり

一 形体をい生し比分ハ一なる流形体を
分ハ年月其之毛可なる血荒

一 半減之日殺ハ三十日忘ハ十五日也



餘は是に准す但三日の忌二日也七日
此服は口也 忌

改葬之事

改葬 孝意一日子ハ不葬を孝意然不承之
進不及孝意作忌掛ハ親歎改葬ハ場也
葬者ハ孝意一仕之也葬者ハ孝意不及ハ

忌不掛親歎縁若他人葬家手ハ其場ハ
其為共不及孝意ハ併改葬ハ其為之
他人家手多一日孝意ハ一仕

附場起ハ同日葬升ハ日之ハ幾日ありしハ
孝意ハ多ク葬升ハ日斗一日ハ孝意也

一子亡ク死立作者多欲相續此為親歎
縁若内又他人多ク親歎知ハ下之
家督相續此養父此如服忌可交之

死去作者此妻、養母同系たるべし
死去の若く七歳未満とて服忌は又十日
を以て一仕の死去作者の親類に不承
相承に定めて服忌可変く実方の
親類父母に定めて服忌に之を以て伯叔
父姑兄弟姉妹に半減し服忌に之を以て
亦親類に相承に服忌に之を以て

一 養子に書るる、年寄共徳を以て感後
死去の家督不承、作付内事致死
去作口より定めて通又指日十三日の
服忌可変之

服忌令

一 父母

忌又十日

服十三日

国月と加す

一 養父母

忌三十日

服百又十日

遺跡相續或分地配當ニ養子ニ実父母
此ト一 同姓ニ異姓ニ異姓ニ養子此

親類実此ト相承ニ服忌ノ又ニ実
方ノ親類ニ父母ニ定或ニ服忌ニ又ニ
祖父母伯叔父母ニ減ニ服忌ニ又ニ
兄弟姉妹相承ニ減ニ服忌ニ又ニ
此ト一 親類ニ服忌ニ又ニ
遺跡相續或分地配當ニ養子
子ニ同姓ニ異姓ニ養父母

定或は通服忌二交へ養方此は身
姉妹相承は減服忌二の交へ
けり親類服忌をき実方此親類
定或は通相承は服忌二の交へ

一嫡母

忌十日

服三十日

對面をきしと不の交服忌二通路いた
と對面をきし共服忌二の交へ

死去れ後他へ嫁し或は父を承り
すまよといそい妻れ子不の交服忌
他嫡母れ親類服忌をき

一继父母

忌十日

服三十日

初より同承せられは云服忌父死去
れ後继母他へ嫁し或は父新別
とすまよといそい不の交服忌但继

父母の親類に服忌を

国月とかが

一 訃別母 忌み十日

服十三日

国月とかが

一 丈 忌三十日

服十三日

一 妻 忌二十日

服九日

一 嫡子 忌二十日

服九日

家持者と定めざる付未子に服忌
一丈し女子に産物を生して未子に准ス

一 未子 忌十日 服三十日

卷り子よきともし服忌あるは家
持者と定め付嫡子に服忌あり

一 卷り子 忌十日 服三十日

家持者と定め時嫡子に服忌あり

一丈人父母

忌三十日

服百又十日

一祖父母

忌三十日

服百又十日

母方

忌二十日

服九十日

謝あせし祖母も服忌あせし

一曾祖母

忌二十日

服九十日

母方も服忌あせし但忌あせし一日

一高祖母

忌十日

服三十日

母方も服忌あせし他を忌一日

一伯叔父母

忌二十日

服九十日

母方

忌十日

服三十日

父母行替り兄弟姉妹は減し服忌

の多し

一兄弟姉妹

忌二十日

服九十日

別腹よりともいふも服忌よ云々あり

一異父兄弟姉妹 忌十日 服三十日

一嫡孫 忌十日 服三十日

嫡孫兼祖父母時嫡子の服忌二ヶ月
祖父母死去の時嫡孫より方七ヶ月
十二月の服忌の更には亦親親服

忌是るあり 曾孫玄孫よりとも
いふも同儀也

一未孫 忌三日 服七日

女子の家初よ生ても未孫よ准む
娘方の孫服忌同儀

一曾孫玄孫 忌三日 服七日

娘方の曾孫玄孫より服忌二ヶ月

一 後父兄弟姉妹

忌三日

服七日

父の姉妹の子は母方の服忌同系

一 甥姪

忌三日

服七日

姉妹の子は服忌同系

異父兄弟姉妹の子は中減の服忌

一 妾

一七歳未満、小児は云服忌

父母三日を忌むと仰ぐ親類同姓も

異姓も一日を忌む日教は所々異なる

女は忌む通化八歳は定式、服忌て受

附七歳未満、小児は云服忌

父母死去し時又十日を忌むと仰ぐ

親類一日を忌む父母は年月日経て

而して又年月日と又十日を忌むと仰ぐ

一 聞忌し事

在國よきしで死去年月と経て告身ありと
しとて父母の死より忌又十日服十三日
あり親類の死より服忌あり日教二交し
忌より日教とテ告身一日を忌る服ゆしと
同系

一 年々服忌し事

父の服忌し事と不酌内母の服忌有しと
母の死去より十日又十日十三日服忌て
交したりの服忌の内經キ服忌より十日
教終い進言不及又服忌日教何ありと
孫の服忌より日教の事

一 禭忌し事

一 葬禭

又七日

婦三十又日

を忌むる告身七日とて禭

七日の内西を子の日殺の穢はるべし
血荒流葬同のを棄し葬穢の時
同例

一血荒

丈七日

婦十日

一流葬

丈五日

婦十日

形神のこころを二流葬形神をこころ
て為血荒

一死穢

一日

家之内に人死の時一間は葬合を死
穢の交し葬合を死を穢を
一間は葬合を死を穢を二階は
てを揚り口葬合の外は死を穢を
その家ありて死人有時其
骸有る地中穢の家を死を穢を

死後其所
多者骸有之其踏合程也

一踏合

行水塚

一改葬

孝意一日

子不葬孝意但亦及也
孝意一日親親改葬其場

孝意一日
改葬其場
孝意一日
改葬其場

附掘起之日より
有る子不葬掘起之日と葬
改葬之日より
掘起之日より

歩日して不及を乞ふ

改葬并に改葬示す如く尸付日限ぬるを
日迄乞ふを乞ふ日限ぬ相済ぬ後
雨乞進言不及を乞ふ

追加

一養父死後養母同族若くは子

他嫁若くは服忌の更へ他日嫁す
子ひての服忌を乞ふ

一養父の妻養ひ進言る系は死を嫡母
母准其親類服忌を乞ふ

一妾服子嫡母死後後妻と通話
以て對面を乞ふと継母の服忌の
并ふ養育子と交う養母定めて服
忌一更へ

一義経嫡子之服志未子よの准
けり親類義絶のときも服志異例

一家賦受之恩深養子分地能苗とて同

一是認相續の養子又実父分地も是より養子
実父親類を扶けしむべき相承は定或
通服志一と云ふ

一養子たる者実父の嫡母ありしは継母あり

類重月と云ふは是認相續の養子の嫡母
継母半減の服志一と云ふは是認相續せざる

養子の嫡母継母定或の服志あり

一女子婚嫁の儀古養ひ連或入贅もは家持
相續の時養子の親類を實例

おしる服志一と云ふは婚嫁の儀養ひ娘

養子見兄弟姉妹相承は半減

服を二交しは外親類服を二交し実

方此親類の定或は通相承の定服を二交し

一婚嫁未相調也此は元祓儀也

一又婦おしよ定或は忌日殺るるを二交し
但服を二交し

一又一妾服を二交し但文妻の准を二交し時継

母此服を二交し養子なる者養父の
妾も同例

一妾の服を二交し但子おしよたむして三日奉

ふ血甚流産有し斗あつては妾死す
時奉を二交し

一遺跡相續せぬ或分地配當せぬ養子

養方此兄弟姉妹他家へ養ひし者
相承の服を二交し

一同様此は養子として一人の養子に似たり

一 名字を授けし方此服志二交

一 名字を授けし方此服志二交

一 名字を授けし方此親類は或る通服志二交

一 父斗し養子よと母の服志二交母斗し

養子よと父の服志二交父斗し養子の父

方し親類し服志二交母斗し養子の

母方し親類し服志二交父斗し養子の

一 妻死去し時養子同所し二三日

を志し二三日養母は又十日後也

一 父斗し養子し母斗し養子し養母

姉妹の服志二交二交

一 附子らよめらよとある相あり服志二交

一 子なき死去の者も此相續れ新親の家

作若し妻の養母よ二准し死去作者

七歳未満より服忌をせし又十日二十日
死去の者親類の相承は定むる服忌
このまゝに実方親類の父母は定むる服
忌のまゝに祖父母伯叔父姑は半減服忌
このまゝに兄弟姉妹はおまゝに半減服忌
このまゝに外親類服忌をせし

一 養子親書はありて老中侍老に申し候節

たゞ家持不定の内より養父母身
又十日十三日服忌のまゝ

一 半減の日數三十日二十日也然れ推し

但七日十日廿三日二十日也

一 一日とあるは苗継のつ時より
九月時より也九月終より十日
中とあるは一日積り也

元禄六年十二月廿四

